

第三十四号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十八の項及び十八の二の項を削り、十八の三の項を十八の項とし、十八の四の項を十八の二の項とし、同表の四十五の項中「ゆう出路」を「湧出路」に改める。

別表第二中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項を二の項とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正され、介護サービス情報の公表の制度が見直されたことに鑑み、介護サービス情報の調査及び公表に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。